

簡易公募型プロポーザル方式（拡大）に係る手続き開始の公示 （建設のためのサービス，その他技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

なお，本業務は「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」運用指針（平成8年6月17日事務次官等会議申合せ）記4に定める調達の対象外である。

令和5年9月15日

国立大学法人愛媛大学
学長 仁科 弘重

1 業務概要

- (1) 業務名 愛媛大学（城北）情報教育棟新営その他設計業務
- (2) 業務内容 愛媛大学城北団地構内における情報教育棟（新営延べ床面積：1,190 m² S3）の建築設計並びに建築設備設計業務委託
- (3) 履行期限 令和6年3月29日（金）

(4) 本業務は，「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき，温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め，技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。

(5) 業務の詳細説明 上記（4）の環境配慮型プロポーザル方式を適用するに当たり，特定された者の技術提案に盛り込まれた内容のうち，発注者が実施すべきと判断したものを特記仕様書に明記する。

(6) 本業務においては，資料の提出，見積等を電子入札システムにより行う。なお，電子入札システムにより難しい者は，発注者の承諾を得て紙方式に代えることができる。

2 参加資格，選定基準及び評価基準

- (1) 技術提案書の提出者に要求される資格

次に掲げる条件を全て満たしている者（単体）であること。

- ① 国立大学法人愛媛大学契約事務取扱規程第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
- ② 文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第3章第32条で定める競争参加資格について，令和5・6年度設計・コンサルティング業務のうち，「建築関係設計・施工管理業務」の認定を受けている者であること。（会社更生法「平成14年法律第154号」に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法「平成11年法律第225号」に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については，手続開始の決定後，文部科学省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- ④ 参加表明書の提出期限の日から技術提案書の特定の日までに、文部科学省から「設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の取扱について」（平成18年1月20日付け17文科施第346号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - ⑤ 経営状況が健全であること。
 - ⑥ 不正又は不誠実な行爲がないこと。不正または不誠実な行爲とは、文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等において、契約履行が不適切な状態が発生し、現に継続している事例をいう。
 - ⑦ 技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
 - ⑧ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
 - ⑨ 総括技術者として建築士法による一級建築士の資格を有する者を当該設計に配置できること。なお、総括技術者は他の設計事務所所属の職員であってはならない。
 - ⑩ 四国地区又は中国地区又は近畿地区に本店、支店又は営業所が所在すること。
 - ⑪ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (2) 技術提案書の提出を求める者を選定するための基準
- ① 担当予定技術者の能力
資格、同種又は類似業務の実績
 - ② 技術提案書の提出者の能力
技術者数、技術力、同種又は類似業務の実績、ワーク・ライフバランス等の取組に関する認定状況
- (3) 技術提案書を特定するための評価基準
- ① 担当予定技術者の能力
資格、同種又は類似業務の実績
 - ② 技術提案書の提出者の能力
技術者数、技術力、同種又は類似業務の実績、ワーク・ライフバランス等の取組に関する認定状況
 - ③ 業務の実施方針
実施方針の妥当性、実施手法の妥当性、技術者配置計画の妥当性
 - ④ 課題についての提案
提案の的確性、提案の独創性、提案の実現性
 - 課題1 : ZEB Oriented (BEI \leq 0.6) 以上の達成に資する提案について
 - 課題2 : イニシャル及びランニングコスト低減に配慮した設計について

3 手続等

(1) 担当部局

〒790-8577 愛媛県松山市道後樋又10番13号
 国立大学法人愛媛大学施設基盤部施設企画課施設総務チーム
 電話 089-927-9101

(2) 説明書の交付期間及び場所

令和5年9月15日から令和5年9月29日まで。
 説明書の交付に当たっては、原則として「愛媛大学ホームページ」

【愛媛大学トップページ>企業・研究者の方>建設工事関連情報】

(<http://shisetsu.office.ehime-u.ac.jp/contents/shisetsukikaku/>)からのダウンロード 配布のみとする。

(3) 参加表明書の提出期限, 場所及び方法

令和5年9月29日(金) 15時00分

(1)に同じ

電子入札システムにより行うこととし, 場合により持参又は郵送(書留郵便等配達
の記録が残る方法に限る。)すること。

(4) 技術提案書の提出期限, 場所及び方法

令和5年10月16日(月) 15時00分

(1)に同じ

電子入札システムにより行うこととし, 場合により持参又は郵送(書留郵便等配
達の記録が残る方法に限る。)すること。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金

納付。(契約金額の100分の10以上)

ただし, 有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約
保証金の納付に代えることができる。また, 公共工事履行保証証券による保証を付
し, 又は履行保証保険契約の締結を行った場合は, 契約保証金を免除する。

(3) 虚偽の内容が記載されている参加表明書又は技術提案書は, 無効とする。

(4) 手続における交渉の有無 無

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 当該業務に直接関係する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と 随意契約によ
り契約する予定の有無 無

(7) 関連情報を入手するための照会窓口 記3(1)に同じ

(8) 記2(1)②に掲げる資格を満たしていない者も記3(3)により参加表明書を提
出することができるが, 記3(4)の提出期限の日において, 当該資格を満たしてい
なければならない。

(9) 詳細は説明書による。